

広島県告示第千百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問看護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者 の主たる事務所在地	名稱	行居宅サービス事業所を 所在	指定期間	指定居宅サービス事業者	名稱	の主たる事務所在地
				医療法人社団 有限会社開花		
林医院	医療法人社団 更生会	医療法人社団 が台一〇番一号	広島市南区堀越三 丁目一一番一一一 〇一号	広島市西区草津梅 六丁目一〇番一号	七七	吳市倉橋町一一七
ウェルビィ株式会社	ウェルビィ株式会社	訪問看護 サンキ・ウェル ビィ訪問看護 ステーション	訪問看護 ルネッサンス	訪問看護 テーション	ばたき	訪問看護ス テーション羽 ばたき
広島	東京都港区六本木 六丁目一〇番一号	広島	広島市安佐南区中 須一丁目四番二号 〇一号	広島市西区己斐中 三丁目五三一九 一	月一日 平成一九年一 月一日	広島市南区堀越三 丁目一一番一一一 〇一号
					月一日 平成一九年九 月一日	月一日 平成一九年九 月一日